令地方官人として、

郡内の治政をつかさどった在地

の有力

鎰取

駈使·

郡収納

郡散事などと称されるものが存在

ように、

オホノミヤツコ

(大領)

・スケノミヤツコ(少領)

者であった。すなわち「職員令」の令条に明記されている

# 郡司制展開の諸形態

上田正昭

譜第郡司制がいかなる条件下において制度化せしめられんとし、またそれが私富の蓄積、私営の開始を前提とする新郡司層の登場と そくして発展的に追求されていないためであると思われる。本稿は、1、郡司制の成立期における郡司と国造の関係を再検討し、 把握が一般的であり、かついわゆる譜第郡司制の施行内容がきわめて表面的に理解されてきたのも、郡司層の構成と変貌が、実態に ば単純な二面性として把握されやすいが、 どのような関係にあったかをあらたに見定めんとするものである。そしてそれらの分析を通して、 する側面と、直接生産者の利害を敏感に反映し在地農民との密接ななふれあいを場とする側面とが渦巻いている。 を明らかにしようとしたものである。 律令体制下における地方政治において、 むしろ律令制の展開過程の中で具体的に論究さるべきものである。 官人でありかつ在地の有勢者であった郡司には、 郡司制の在地における展開の実相 律令機構に依存して収奪に加担 従来郡司=国造とする それは、 ともすれ

## 1 郡司研究の問題点

部に明確に位置づけられた郡司は、多言するまでもなく律律令体制の整備・拡充にともなって、地方行政機構の内

は、「所部の撫養・郡事の検察」に当り、マツリゴトヒト

(主政)

は「郡内の非違の糺判」にあたり、

フ

ŝ

ヒト

(主帳)

ものであって、それら郡司の下僚として、郡書正・郡案主・は「文案の勘署・稽失の検出・公文の読申」にたずさわる

の裁断・杖罪以上の断定を行なって国に送付した(「獄令」)。した。 そして調庸物などの領送に干 与し(「賦役令」)、 答罪(18)

1 (169)

や(「考課令」)、 権 内の里戸にはなく、国司の詮擬によって式部省に申達され、 を通じて掌握せんとするものであった。 内検断の貫徹に他ならず、 ったというととができる。 V 「戸令」にみられる里戸の法秩序への隷属は、 力による国司の被官としての任命形態をとっていたこと 郡司はい 国司に対して下馬の礼をとったことにも明 かにも律令官人の一翼をになうものであ そのことは郡司の選叙権は、 それは同時に郡政の単位を里戸 その限りについて まさしく郡

郡

らかである

(「儀制令」)。

郡司はたんなる地方官人であったのではない。

比郡 司層 視されうるものではなかった。事実、奈良・平安両時代の郡 れ にあっても、 新詔」)とされ、 くして時務に堪うる者を取りて大領・少領となさん」 その選叙にあっても、 けれども、 知 の実態を考察すると、 (「選叙令」) といわれるように、在地有勢者の存在は無 聞 者 が 「大領・少領才用同じければ、先ず国造を取 かつそれが必須条件とはされなくなった後 かなり進出 「郡司には並びに国造の性識、 郡内の私富蓄積者や L 直接生産者との結合や共同 「当郡推服 一改 清廉

体的諸関係とのふれあいは、

同じ地方官衙を構成する国司

場よりすれば、 うように、ともに地方行政官として同 層と比べて格段の差異があった。なるほど律令支配層の立 部内を糺察することは、 たとえば延暦五年六月の勅が 国郡官司職掌同じなり」とい <u>ー</u>の ル 「百姓を撫育 トにつなが

あって、 待され、 時には叙位はなく、 判任であり、 少領は外従八位下に叙すべきものであり、 は終身であり、その初任にあたっても、 期を有し交替を原則とするのに対して、 に比べて大領は六町、少領は四町であり(「田令」)、国司が任 がある。 みても、 に選叙さるべきであった。じっさいに律令の規定に照して よりみれば「当郡推服、 るものと解されてはいたが (「選叙令」・「田令」・「続日本紀」 「選叙令」・「官位令」)。 官位相当職ではなかった 国司が大国の守でも二町六段の職分田であったの 村里の人々と「芸業」をともにする人こそが郡司 国司層と郡司層との間にはそのとり扱いに 職分田二町がそれぞれにあたえられ 「村里韓了者」 主政・主帳ともなると、 有労」の人こそが治政者として期 (「続日本紀」)、 養老二年の条)、 (「続日本紀」 とのつながりもまたよ 大領は外従八位上、 郡司(大領・少領) V 直接生産者の ずれも外位で そ 和銅五年の条 その地 0 ながらも 初 ひらき 任 位は

0

田

矒

0

闘

P

ある

V

は

の荒」

ĸ

. :>

層

0

郷里戸

、支配の意図によって設定された郡司

それ

を単純に

「律令的、

非律

する前に、

ゆく

ため

K

b

あっ

たが①

7

の論争をより発展的に

九世

紀に

去

け

る郡

可

制

な

V

L

郡 一令的

司

0) 実態 と評 止揚

と動 価 して

向

カュ

b

ح

れ

大和 境内 を保有 の条)、 率 大初 とろが 権 無位膳東人 造ないし郡 て、 舎人として貢進され、 上」宝亀三年の条)、 はおらず V 主帳にも進出してくるのでもある。 り密接なもの 記」・「壬申紀」)、 ても V を 、て活躍、 有し 国高 軍 一百三十六人を率いて登場するなど 位 ï 軍団 上佐 現実には、 事機構に てい 市 た いうる。 (「軍防 一の範 郡 i のに 伯豊石などが ·下毛郡擬少領勇 可 クラ た。 郭 が (「続日本紀」 天平十二年 囲 司 . 対 介入するという間 令・ 外に 天平宝字八年の藤原仲麻呂 とし 藤原広 スの 国司 百済救援軍や壬申 して、 「戸令」にお 職員令 が 忠 て進出してくる檜前 兵力を推定するまでもなく 中には軍 v 嗣 郡 広汎な軍 したがって無姓・部姓 正規軍 ても農民層と 0 司 S は直接 山伎美麻呂・ 乱にさい 「産業の脩 V 団 郡 ・て郡司 以 接 事 0 司 外の七 -の条)、 の子 の軍 このことは軍 的 団毅になることに の乱のさいに に対する監督権 しては、 なも Ō (「同上」天平神護元年 の軍 事 弟は兵衛ある 政績がとくに「郡 農事 筑波 忌寸 ・八十人の 0) 権を与えら 天平三年 事 で 0 乱に あっ 郡 仲 的 \_\_^ 族 擬少 津擬 こつなが おける 事 **日** が 権に d. た。 以 兵 領 ŗ 少 指 V 一同 本霊 V れ 来 を 領 国 ع 0 7 外 っ は 揮 つ て

> にそ 共同 調 庸 の政績 物 体成員と深く 0 領送のためば が具体的 ふれ に接 あ かりで 触 V L なく、 3 生産にたずさわる人々 V たことにもとづくとしな 郡 可 ク ラ ス が ځ 村 0 里 間 0

け

ればならな

、あっ

た。

の人が

注 政·

V

て

間

わ

れ

7

V

るのも、

た

ん

に正倉の充足

郡

稲

0

出

者層として ない 豪としての独自 あらたな生産関係の創出によって、 官人として 里 動 か 律令体制 揺 な の内部より V 0 「非律令的性格」 中 の確 の掌握の で、 カン 0 つて 側 その 治頭してくること、 の役割をになったことを軽視する 面 立. 郡 期 が 必要 構 司 に誕生し むきだし Ó 成内容 住 が指摘され、 性 格 が反論として提起さ び変化 に濃厚 た郡司 をめぐっ の職 そしてそれらが 変貌してくる律 で L あるが 逆にその階 て、 能 あらた K Ō は、 . な郡 れ ح 律令 守 たことが 級 わ 耳 合権. がけには 的 旧 在 司 時 支配 地方 性 地 層 K 土 が カ

村 0

V

律令支配者 はまた、

を具体的に位置づけてみることが必要である。

律

令体制 要請が、 郡司 される。 られ それは律令・格式の法文や制度の変遷だけからは明らかに ら明らかにしておくことが必要である。 その複雑な様相を具体的に歴史を開拓していった者の側 はたし、 律令体制の解体状況において郡司はいかなる職能と役割 郡 力の動揺、 ないが、 は に内在する矛盾の顕在化によって大きくゆれ動いてゆく。 者としてのみ登場しえない所以のものも、 して無関係ではなかった。 歩い 司層 L 天平・ 制 が る郡司の位置と内容は、 施 . た姿・ 0 た の私富の蓄積 動揺とともに、 また直接生産者とのつながりはどうであったのか。 行後、 いったいなにによって必要となったの 郡司設置の政治的目的がいったいなんであったか 律令支配者の意図する「あるべき姿」への期待と 延暦・弘仁年間にたびたび強調される譜第性 その中での地方官人としての職能や役割 ありえた姿」とは必ずしも一致しない。 郡 郡司 司 の制度史的研究は、 Ō ― 富豪層としてのあらたな側面 「偏党」 その構成において変貌を余儀なく 郡司がつねに共同体成員 生産諸条件の変化と支配機構 ح 「争訟之源」 けっして無意味では もとより令制 官人的側面と土 か。 が阻止でき そし iとけっ 9 φ 他方 にみ 擁護

権

役立つとするならば望外のしあわせである。

する。 豪的側面との矛盾を郡司じたいが内包していたことに起因 度たらしめたものはなにかという共通の視角より郡司 向に注目して、 0 で意義づけてゆかねばならぬのもそのためである。 たつものと評 V 構成と職能の交替・変化 考える。 交替・盛衰を軽視することは早急に是正され 伝統に由来すると誤認したり、 めている。 すぎない。 しての側面 実態に迫るものか、 最近における郡司研究の多くは、 郡司任用にみられる譜第性を大化前代の国造としての 郡司の調庸代輪や貧民救恤をてばなしで民衆 この小論はその解決に対するひとつの けれどもその両者を統一 筆者の意図が を強く主張するために、 価できぬのも、 その視角から論究を進めたものが大半 あるいは富豪層としての郡 を明確 なんらかの点で今後の 郡司 あるいは郡司 にしてゆ 的に把 農民の闘争を限界 郡司 制度史的研究か ĸ ź, ーみら なけれ 握 の在地族長と ねばならぬ 都 ñ 間 る 制度を制 可 ばならな 司 題 '層の動 B 研究 0 提起 新 側に をし 郡司 ゚゙゙゙づき 層 旧

<u>0</u>

を て

か

できず、

また新置のコホリだけに郡制を適用するわけにも

Ŕ

ろ

Va

ろ Ó 郡

困 制

難

があって容易にこれを実施することが

たのであり、

は大化二年に定められ

たのであるけれど

### 2 郡 制 Ó 成立

司 制

の成立期

につい

ては、

最近注目すべきいくつかの

評

V

かなか

ったので、

新置

0

= ホ

IJ

には便宜の措置として、

理的 士の新解釈によって提出されたが、® 文・古文書類にみられる評字使用例よりする疑問が井 とは思はれない」とする坂本博士説の発展的継承につなが。 明らかにされつつある。 0 0 が提出されてい 論 るものである。 してはおらず、 一詔にみられる郡司条項をほぼ是認する立場であり、 改 官制は大化二年に定められたとして決して解 如くになる。 稿が公にされ 新 ?位置づけを試みられ、 0 韶の郡系統の文字は、 まず第一の見解は、 る。 この見解については大化 したがって成立期についても相反する論説 ており、 これを便宜整理し要約するとおよそ次 しかし論者の見解は必ずしも一致 その実情についてもかなりの点が 郡 評両字使用問 もとから郡系統の文字だっ 大化二年正月の改 最近関氏があらたな論 大宝年間 題 K し難 つ V の V> て 上博 新第 金石 B 一郡 は 0

> ද නි<sub>©</sub> 制国造の新制郡領へ 制に移行した」と解する。 ともに郡制に移行したが」 た。そして国造制 上の二段階説をとるものであって改新詔を肯定する立場を のまま存続し、 て「新郡の分離 ったものではな うい わば仮 独立と郡領任命」 大宝令施行にあたって、 かが、 のコホリは、「おそらく浄御原令の施 りの制度を布 の転換規定であり」、 磯貝氏の論説もまた「改新の詔 この見地と同じ立論の根 新置のコ V とがなされたとする施 たものであろう」とされ ホリ その少しまえに は「文武朝まで評 別 0 規定に 拠 ľ ĸ は た 郡 つ 行 旧

用語は、 がある。この見解といえども、 れ 書類の評字系統史料に注目し、 ち前にも若干触れた井上説がそれであっ 修飾を認める点で、 定したものではない てい とれら る 浄御原令または大宝令の条文による修辞であるこ のに対して、 の説がほぼ改新詔を起点とする立場にたっ が、 前者とは異なった理 改新詔の信憑性を論ずる第二の見解 改新第二詔 改新詔にみられる郡字 改新詔の原文そのものを否 の郡字につい て、 解を示す。 金石文・ て後代 すなわ てなさ

評制より郡制へと変貌したことを説かれるのである。れ、それまでは旧来の国造が地方官的なものとして存続し、とを論定された。そして大化五年のころに評の制が実施さ

ことに関してである。

その大小の等級が地方行政区劃でな

あって、

その凡項は、

里の施行を前提とする郡編

争されてきたが、 制に移行したとされる)がそれである。 もその可能性を認めながらも、 郡制に移行したとする 点(但し関説では新置のコホリについ 御原令施行段階で郡となると解する) 年のころ評となり、国造系のコホリは天武五年のころ評となり、 用されたとする点 V て発展し、 郡字問題は、 紀」・「皇太神宮儀式帳」・「常陸国風土記」などによる評字・ ては食い違いがあるが、 改 新詔 つまり①改新詔 をはじめとする「書紀」関係記事・金石文・「続日本 かつ郡 このように改新詔の信憑性に関する論 この両者の見解に共通する点もなくはな 制成立期の理解にかかわる問題として論 (但し関説では新置のコホリについて大化五 の郡字をそのまま認めるかどうかにつ 評の制が大化五年のころより採 新置のコホリは文武天皇二年 ②浄御原令施行によっ だが、 との両 議とし 者 この見 ĸ て 郡 ż 浄

里以下四里以上を中郡と為し、三里を小郡と為す」もので

郡においては部志許赤等であって

(「常陸国風土記」)、

V

Ŧ

解には

なお疑点がないわけではない。

その第

一は、

改

新第

V

わゆる郡制は、

「四十里を以つて大郡と為し、三十

郡 いての論証に照しても、 いにしても、 に香島郡 その関係者は国造出自のものでなければならな が実質的意味をもつとするなら、 必須条件とされていることについてである。 とあり、 清廉にして時務に堪うる者を取りて、大領·少領と為さん」、 改新第二詔のいうところでは、「郡司には並びに国造の性識 はたんなる模倣としてはすまされないことになる。 位が唐制とも異なる独自のものであってみれば、 あまりにも机上のプランにすぎる。 をみない里の規定がただ観念的に設けられたとみるのは、 は天智朝の庚午年以降のことであって、 のであったことは疑えない。 におい ては、 にお 「選叙令」とは異なって郡司には国造たることが それがなんらかの意味で里制を前提とするも 5 物部河内・物部会津等であり、 ては中臣鎌子・ 里制が実質的意味をおびてくるの ところが最近 中臣部兎子等であり、 新置のコ しかもわが国 その間なんら実施 朩 の里の施行につ リについ もしこの規定 さらに石城 そのこと 0 第二は 里 L 信太 ・ても 0 かる 单

成である

条文は大宝の選叙令とほとんど一致する。

なお に可 説明 あっ 政 は、 0 無でない が 視された伝統性の強い 郡 相 採用されたとし 領 模国御 ż 主帳と為す」という記述にかかわることがらである。 確たる論拠が示され 能となったとする推論がなされてはいるが、 するため やはり改新第二詔 郡 郡 「壬申紀」 大領 浦 領 K 郡 0 ・郡少(小)領」の官職名は、 少領、 連任を認められ、 たり、 そ の高市郡大領を除けば、 れら 地 0 改新詔 ンは新置 同八年紀 ているようには思 域であった。 「強幹聡敏、 とは のコ 古代祭祀圏にあっても重 の詔文や 别 ホ 書竿に工なる者を主 このことを合理的に の規定があっ IJ ど わ 後世の潤色が あって 「持統六年紀」 河内国更荒郡 れ な そとに 仮 たたため りの 第三 皆 は 制

> IJ 以 IJ 置

れ

も国造氏

で出

自ではない。

しか

も香島郡

の如きは神郡で

0

みの修飾とし

たり、

あるい

は関

説

のように

評

0

制

を新置

0

載例は、 けは大宝令になって明確となる。 大領・少領などと浄御原令施行後に散見する。⑪ 主帳に関しては、 大宝令以後であって、 その記載例は見当らない。 L そして改 かも職員機構 新詔 その確実な記 しかし の主政主帳 0 位 主政・ 置づ

ての ح 信憑性に大きく関係してくるが、 れ の疑 (点は、 改新詔 の凡 を起字とする郡条項に 井上説のように用字 うい

> 用語 にそれ 三点より るをえない 000 についても、 の国造那須直韋提が評督に持統三年のさい任命され 0) コ =1 朩 の修辞が関係辞句のみであっ のも リにつ らの事実を再検討してみると、 ホ ŋ いって納得しがたい . の Ó (「那須国造碑」) か。 みに採用されたとするなら、 いてのみ解することへ なぜ評→郡 その点が不明となってくる。 理解 という複雑な用字変遷をとらざ Ļ しがたくなる。 また評 たとすることは、 の疑問にもつながる。 次の点が帰納され 0 那 制 須国 が、 そこで虚 玉 造 造 仮 前 0 0 り た所 コ = K 述 朩 新 0

音像菩薩造像銘) 邇部氏系図」・「金剛場陀羅尼経巻一 制が採用され、その関係地域は、 実施されたと考えられること。 須評 ①金石文・古文献によれば、 0 飯野評 行財 =「常城国風土記」 政 =「皇太神宮儀式帳」) 祭祀 · 筑紫 と密接なつながりをもつ地帯に部分的 (糖屋評=妙心寺鐘銘) 那須国造碑) 跋語」) 大化五年のころから、 吉備 大和 などのように (笠評 (高市落 ·伊勢 11 東国 旧 (度会評 志貴語 法 隆 合 寺金銅 古 代 評 多気 一和 0)

評

那

家

くる。

生連・那珂国造壬生直等の如くに関係をもつものもあるとの人として登場してくる場合が多いけれども、茨城国造壬域の分割にあたっては、国造以外の関係者が、在地「有労」られるように国造のコホリにも採用されており、新しい領ら評の制は新置のコホリ関係に多いが、国造那須直にみ

制の確立をみたと思われること。 、第に郡制にきりかえられ、大宝令にいたって郡司四等官 飛鳥浄御原令施行以後、かりに採用されていた評の制は、 の記事が散見し、

と (「常陸国風土記」)。

で郡 統朝の段階でより貫徹されたこと、境界をそなえた国の単 しがそれである。 大宝令施行をまって郡司制が実質的に確立したとする見通 る里戸の編成が可能となるに及んで、飛鳥浄御原令の段階 よる地方行政をあらたに編成強化する準備段階として、 定を可能にする。すなわち、 = の分割・新置 以上の点は、 制が採用され、 郡司制の成立事情について、 ・再編が部分的に試行され、 このことは、 部に評制の残存する地域もあったが、 大化五年以降、 里制が庚午年以降天武・持 庚午年籍によ 従来の国造に 次のような推 ク

白に確められる時期がやはり「持統六年紀」以後であるこされたこと、国造が一定の序列をもって関係詔勅にみえるされたこと、さらに一国一員の新国造制が天武朝より採用位の確定・四方国ないし四畿内の定着などが天武・持統朝

### 3 郡司と国造

もとより前節に述べた郡制の成立過程は、

今後なお多角

と等々によっても傍証されうる。

司の選叙は、 り、 らが故である。すでにこれまでにも多くの論者がふれられ をとり、二十里一二里を内容とすること。 相違がある。 たように、大宝令条文と改新第二詔との間には次のような と国造の関係についても、 内包されていると考えるためであるし、 れ 的に追究されねばならぬが、 て論述を進めたのも、 四十里―三里を内容とするのに対して、 国造を必須条件とするのに対して、大宝令は ①郡の等級・里数について改新詔が三等をと その信憑性について多くの問題 なお吟味を要する点があると思 あえて改新第二詔郡条項を離 以下に述べる郡司 ②改新詔では郡 大宝令は五等

事実、 看取されてくる。 そのことがたしかめられつつある事実である。 条文との間にもそうした傾向が窺われ 低下していることは、 これを否定し、 の選叙にあたって国造を必須としたのに対 とるとすれば、 改新詔郡条項の大半が飛鳥浄御原令文の投影とする立場 第に有力化しつつあることであり、 たことである。 「天武天皇五年紀」 むしろ才用を中心とする方向にきりかえて そこから次のような注目すべき施策方針が すなわち飛鳥浄御原令の段階では、 大宝令に 誰もが認めざるをえないであろう。 の大解除用 たかい て国 る。 造 物記事と「神祇 0 地 ①天武五年の段 して、 位 が V まかりに V 大宝令は カュ 令 K 郡 b 司 を

> 行し、 ものについてみると、 たしかめられるところである。 暦十三年まで 神 B が、じっさいには国造を郡司に任用した例はきわ 用 郡 階 れており、 V とはたんなる偶然の 常があげられているのに、神祇令には布 y, の 郡 礼 わねばならぬ。 同じき時は先ず国造を取 司 ĸ では国別国造→郡司→毎戸という順序で記載され の 一 制 ②天武 神主兼帯の例は宗像郡などに限られ かつ行政上低下せしめられてきた状況を示すも 確 神 部に 立の中 一祇令の段階では毎郡→戸 新国 五年のそれでは国造の祓 のみ検 0 郡司 造 ざい ゕ゙ さらに大宝令によれば郡 関 出される。 郡 玉 所産というよりは、 君 造 係者の氏姓につい 領を兼帯し の 18 職 れ 能が そのことは大宝元年より ということに 大領の姓はその 臣 た例は、 より祭祀的 .別→国造と記述され îî 柱 として馬 て検討 大宝令施行以後 常がない。この れていた。 意字郡などに 司 直 は 0 なも 15 留意すべ を 選叙は なって Ø 匹 加えても そ て へと移 てい 部 ぇ 限 布 V てお き . る 限 b 0

K

関しては、

それが

飛鳥浄御原令の文の

転写とする説

が

次

里制の発展過

程

からも、

第に確立しつつある段階の投影とみる方が

のさい参照されるのは改新詔につい

て、

田積・

田

租

の部分

流過当で

ある。

そ

たたなくなる。

むしろ大宝令以前における郡

制

の方向

が次 なり

く大半は、

単純に大宝令の転写ないし潤色とする説は

ことなどである。 <sup>®</sup>

とすれば、

改新詔の主政

主帳部分を除

は、

同じき時

の優先条件とすること。

③改新詔

にいう国造

る

大宝令のそれと異なって新国造を意味すると解され

少領の姓はその注目すべきものについてみると、 2 13 部 直  $\stackrel{\frown}{4}$ 13 ・忌寸 造 5 2 勝 首 1 3 · 部姓 無姓 (5 • 10 君 で 忌寸 あり、

臣

あり、 筑紫の国造は本来筑紫君であって、 者は、 無姓のものがあり、 造氏とは別に任用されたものが多く、 K 風 前国戸籍」にみえる嶋郡郡大領肥君猪手の場合にあっても、 比較して少なく、 れすらもその例証とすることはできない。 部神護解」)、 造雄万の例なども、天平二十年の海上国造の如く(「他田日奉 てくる。 大化前代の国造氏にみられる君・直・臣姓のものは全体に ととは尚早であるが、 この段階では変化しており、 (「百済本記」)、 7 上記」 おいても有勢者として登場してきたものに他ならない。 その点で逆に注目すべきことは、 · 勝 紀直・宗像君・出雲臣・凡直などときわめて限られ 逸文) 後に筑紫君と火中君とが関係をもつようになり、 「続日本紀」宝亀元年にみえる美濃方県郡少領国 職名というよりは氏姓化したものであって、 (3) · 無姓 肥君は、 「筑紫火君」として(「欽明天皇紀」) しかもそれらの中で、 L かも蔵垣忌寸・蚊野忌寸・難波忌寸・ 旧姓 むしろ本来肥国を本居とするもので 10 のながれをうけつぐものの中で、 それによってすべてを論ずる である。 郡の大領 (「継体天皇紀」・「筑後国 もちろん姓じたいが その中に 国造氏につなが また有名な ・少領は旧 は 筑前地 部姓 「筑 ح 国 方

> 成し、 実は、 などへの貢進・進位を通じて、 令の原則は、 まらず、 けれども大宝令以降についてはそのことは必ずしもあては が原則であつた」とする見解が無媒介に主張されてい る」とか ついての論究においてすら、 秦勝など帰化系氏族の進出がみられることである。 の国造の族長的性格は大化前代から一貫しているものであ 点への再考を促す。 在地の里戸支配を権力のル 従来多くの人々が郡司』国造として把握されてきた 実態とも相違するところが多いのであって、 「郡司は土着の譜代の豪族=国造が任命される 郡司を外位制に位置づけ、 たとえば石母田正氏のすぐれ 「郡司およびその前身とし あらたな地方官人組織を編 Ī トにおいて把握せんと 兵衛・国学・采女 た郡 ح 事 M

としては、大化五年ごろ以降国造以外のものが部分的に起ところでは、クニの分割に干与し、その治政にあづかるものでに述べたように、「書紀」以外の古文献や金石文の物語る郡司任用の段階がいつかということにしぼられてくる。すしたがって問題は、改新詔にいわゆる国造を必須とするしたがって問題は、改新詔にいわゆる国造を必須とする

するところにあったといえよう。

用されつつあった。

「類聚国史」

延暦十七年三月の詔

VC

1

10

六年の その時期に、 擬に 場を改良せんとし、 武 で 領について 国造氏より選叙されたのでもあるといえはしない と考えられ K K あった。 して、才用を重視する官人体制へ立ち返らんとするもので 途として採用されたものであったが、 かどうかは確めがたい おい なか おける一 ここでなお補足しておかねばならぬことがある。 持統朝の諸政策にふさわしく、 「偏党」 り相模国際 てこそ、 つ たの たが 国 . る。 っでは、 御 国造よりの郡司補任が問題となってきたもの あるを戒めたりするのでもある いたとしなければならぬ。 郡 員の新国造の設定時期・ 闕名であるため、 L って大宝令施行の前段階におい 浦郡少領、 たが 制移行の具体的着手がなされた時であり、 なかろうか。 国造制を郡司制に移行せしめてゆく方 が、 って 持統八年の河内国更荒郡 那須国造が おそらくそれらも、 改 そ 新詔 立郡以来の有労者の立 れが国造氏出自のも 大宝令はそれを否定 のいうところは コ 飛鳥浄御原令段階 とすれば、 ホ IJ 0 (「続日本紀」文 て郡司 国造氏関係 カミとなり、 か。 天武朝 それは 大領-持統 の詮 天 0 少

> 職能は主として祭祀に関するものが主であったと思わ ではなく、あらためて補任の形態をとるものであって、その とむものであると考えられること。 また特定の個人による世襲でもなく、 造田となるというように必ずしも新国造は固定的 存置ではないこと。 ずしも り設置されたと思われる新国造は、 新旧国造の相違するところに関する想定である。 ついては従来の研究によってかなり明らかにされ ことなどである。 郡毎に設けられた六町の国造田 旧 国造の如く倭直 ②したがってそれは国造氏より選ば 玉 一員の国造の 葛城直などというような複数 施行期 ③それは必ずしも世 ①一国一員であり、 を賜与され、 国造氏内の べある 移動 他は闕 天武朝よ は内 て では おり、 れる 性に なく、 襲 必 れ 0

て、

b

はじまって

う 「有労を撰

んで郡

領に補すし

傾向の萠芽は、

その段階

ょ

その祭祀面につい ろな見解がだされてい うえにも必要なことであろう。 及しておきたい。 ではとくに、 たくしがもっとも注目するのは、 「任意補任」しうるかを問題にしたところにある。 新国造にみられる移動性と任命性につい それは郡司と新国造との関係を見定 ては別に論究したことがあるの るが、「選叙令集解」 国造田 国 造を本郡 につい の古記 ては 以 外 Ó の説 それ 郡 つめる て言 K ろ

ح ح

は よって郡大領となったものではなく、実はその逆であって、 郡大領外従八位上紀直摩祖を国造に為す」とあり、 造が任命によるものであったことは「続日本紀」に「名草 神亀元年の条)・紀直豊嶋(「同上」天平元年の条)・ どにも窺われる。紀伊国造に関しては、紀直摩祖(「続日本紀」 それがたんなる世襲のものでなかったことは、 ない。とうした新国造の本郡以外への移動性とならんで、 闕国造田として変化しうる前提があったとしなければなら れているのであって、 郡へも移動して郡司補任しうる場合が可能性として認めら ところであるが、要するに「一国之内長」が「父祖所任之 補充耳」と記述している。「適任,国司,」はもっとも難解な 答、国造者国之内長、適任』国司、 「正八位上紀直豊嶋 (「同上」 天平神護元年の条) 問、 以外にも任意補任しうるとしている。つまり国造は他 不、在、父祖所、任之郡、若為任意補任」とするのに とくに摩祖の場合などは、 を紀伊国造に為す」とあるのによって そこに郡別国造田が、 などがみえるが、 郡別給,国造田,所以任意 国造であることに 見任国造田 その場合の国 次の事例な 紀直国 さらに 栖 ?

郡

大領→国造のコースをとったものであったことも見逃し

護景雲元年・同二年の各条) れが例外でないことを示す。 明らかである。 造の相承は、任命形態をとるものであった。たとえば出雲 記」・「同計会帳」)・出雲臣益方 日本紀」天平十八年・天平勝宝二年・同三年の各条・「出雲国風土 年の各条・「出雲園風土記」・「出雲国計会帳」)・出雲臣弟山(「続 霊亀二年の条)・出雲臣広嶋(「同上」神亀元年・同三年・天平十 や駿河国造・武蔵国造などの多くが補任形式をとるのはそ 統を有する地 在地であり、 の一斑を示すものといえよう。出雲や紀伊の如く神 ることは、 祖」の本居よりの移動性を有し、 づく世襲形態をとったのに対して、新国造がある程度の「父 国造に補任されたものであることが「続日本紀」によって 臣弟山は、天平十八年に、益方は天平宝字八年にそれぞれ てはならない。出雲国造については、出雲臣果安(「続日本紀」 大宝令施行後の国造に対する支配者層側の意図 域においてすらかくの如くであった。 大化前代よりの地方首長の統治層に独自の伝 大化前代の国造がミウチ内部の慣行にもと などがみえるが、 (「続日本紀」 天平宝字八年・神 かつ補任形式をとってい これとても国 郡 V わん Ö 所

な

かったのであるし、むしろその対立を回避し、段階的漸進

## 4 譜第郡司の編成

同 が は、 る生産諸条件の発展 0 を里長として再編せざるをえない状況に 直 (その点で改新のプロセスで関係詔勅や関係記事にはじめて 村 問題となり、 体内部における個別経営の成長、 新国造の 述のように、 きわ 拡充という問題にも直結していた。 それはまた国衙 めて多様な形態をとりつつ進行してい 編成 編戸が<br />
里制とならんで<br />
問題化してくることは<br />
軽 改新以後における郡 • 次の中で、 クニの分割・里戸の整備を背景としな 郡衙 新政府は村首を重視し、 里 それを次第に可能にす 制への転換移行措置 • 戸 の地方行政機構 面してい った。 る これ が 共 視 首

る。 形態の内 挙に郡司 り支配者層と直接生産者、 郡制への移行過程が、 だが、 土豪 層を権力機構の枠内に位置づける措置を強行でき 部に横たわる基本的矛盾にあったということであ とこで忘却してならないことは、 農民層の不満や反撥があればこそ、 必然化してくる最大の要因は、 それをとりまく収奪体制や労働 こうした複雑な 新政府は やは

> 抵抗 って、 的に打 亡匿する」というような逃亡奴婢の土豪・家父長層への 私田薗」 してくるのである。 同一視することはできないが、そうした矛盾の露呈化 である。 浪とを断む」ことをひとつの眼目としていたことは とれるし、 それでも 中化が傾向として内包されていた 生れつつあったし(「天武天皇五年紀」)、「公私奴婢を民間 については、 良賤の別の確立、 開 が むろんこの段階の浮浪と八世紀後半以後の浮 ï 「誣妄妖偽」に象徴される政情不安は充分に 庚午年籍が、 「皆たつくらずして悉く荒れぬ」 糊塗しようとしたのである。 「書紀」は多くのことを語っては 大宝令郡制 里戸の支配がますます政治問 現実に具体化してきた 施行の以前に、 (「続日本紀」文武二年の条)。 農民層( という状況 すでに「公 「盗賊と浮 V Ó たし 反撥 な によ 題 V 集 が 化 か が

張り設くること年月已に久し、然れども一二を行いて悉く官人化の意図とは逆に、それが郡司に利用され、「律令をった)、郡司の権限を強化しようとしたようであるが、郡司法を制し」(「獄令」によれば答罪は、郡司の裁断するところであされてはいない。政府は公私奴婢の民間亡匿に対して「答されてはいない。政府は公私奴婢の民間亡匿に対して「答

大宝令施行以降にあっても、

依然としてその矛盾は解決

事実、 Þ めるなどというように 0 老七年の条)、 私富蓄積者の進出を容認せざるをえなくなってきてい 上に選任できずと述べ(「続日本紀」)じっさい 宝令の規定とは異なって、 先学の研究に詳しいが、 く諸制度が、 野田沢の占有はますます顕著となる。 んでい 進出してくる。 国造優先条項も、 て百姓の浮浪人化 施策では、 四 しろ史料にいわゆる「豪富之家」・「富豪之輩」が、 (条)、 [年の条)、 那賀郡大領宇治直が私穀三千斛<br />
を貢献し<br />
(「同上」 ・蓄銭乏少、六貫に満たざるは、 っ 外位制を拡大して、 た 矛盾の抜本的解決は不可能であった。 政府側よりすれば 「豪富之家」が獵騎に参加し 慶雲期すでに動揺せしめられつつあることは、 面 たとえば和銅六年の詔にいうところは、 「のあったことを否定できない。 現実にはたんなる法文にとどまって、 仕 (「同上」 の逃亡は激化し、 「大宝選叙令」にい 郡司 性識清廉・時務に堪えらる者 「諸司怠慢」という状況を生 神亀五年の条)、 を外五位に任ずることを認 自今以後」郡少領以 「大宝令」にもとづ 「同上」 王臣 わゆる才用 ĸ 郡司層内に .家による山 そのような は在 したが 郡司層 神亀元年 . る。 地 大 狻 t 0 で K っ

> 銭 た おける私財の蓄積と富豪の進出には注目すべきものがあっ (この点は 田島 の保有にも窺われる)。 「日本霊異記」にみられる郡大領の「馬牛・奴婢・稲

を行うこと能わず」という詔がでる程に

(「続日本紀」

和

銅

0)

らいが、 の特別のは てである。 名、戸主私奴婢=十八名、不明の奴=一 とするものであり、 であり、 子弟は兵衛ではなく、 たち、 る肥君猪手は、 有している。 て推定しうる。 あるが、 題については れ 郡司の戸については、 「筑前国嶋郡川辺里戸籍」 たことによるものと解されない 隷属的家族員として二六名の寄口と三七名の奴婢 私富形成のため兵役忌避―労働力確保に 寄口は三つの家族グループよりなる異姓寄口を主 郡司における私財蓄積 正丁兵士問題につい からいにもとづく」と考えられるが、そのはか ところがここで留意すべき点は、 すなわち正八位上煎十等であり郡大領であ 「近しい血縁世帯に対してではなく、 正丁十三名を含む一二四名の戸口 奴婢は戸主奴婢=十名、 正丁中兵士はわずか一名を出 これを明確に伝えるものは稀 の郡大領肥君猪手の戸につい ては の条件 こともない。 。 一 名であることに関し 「おそらく郡司猪手 斑は、 戸主母奴婢八 多数の郡 この頂 異 重点が置 大宝二年 (姓寄口 すのみ まず 点に 少で 耳 を

問 か

手工業生産へ 余生 隷属的家族員や奴婢が動員されたと考えられるが、 成員の共同 ない正丁や、 司職分田を加えると二十町に近い。その経営は、兵役につか 二〇歩を有し、一般郷戸よりはるかに多い。しかもこれ が が 示す。 を示唆するものがある。 かゝ の二年すでに奴婢の民間亡匿が政治問題化し、 0 試みられたが、 断然他を圧していることよりも明らかである。 に三戸で、しかもその数は一~二名であって、猪手の場合 順 そのことは川辺里で奴婢をもつものは三四郷戸中僅 K 奴婢総数中もっとも多く、ついで戸主奴婢、戸主母 たなっ 労働によってになわれ、 私出学 兵衛出 の投入源となりえたのであろう。 てい 逃亡奴婢の亡匿の処理が るの 答罪を決断する郡司 の源泉となり、 .仕をしない郡司子弟を主体とする家族 \$ 肥君の戸は受田総額一三町六段 郡 司 における奴婢集中の かつその剰余労働力は ح れを補うものとして V にかえって私奴 かに行なわ さらに一族 答法の強化 文武天皇 その剰 れ 傾 妙妙が に郡 向 た カン 奴 を

> た。 相撲膂力者有れば王公卿相の宅に給す」というような反律 用することは慎重を要するが、 当該地方の帰化系氏族との間 であって、 関係があり、 令的行動にでることはままあったし (「続日本紀」 神亀五年 のうえで主導的役割をはたすことに重点があっ 泥麻呂・龍麿などが「勲十等・少初位上」の官人身分を有して ない。 地歩を固 るのも、そのことを通じて課役の合法的忌避をなし、 もとより肥君猪手の場合をもってすべての郡司に拡大適 元来私出挙は 私財を蓄積して私出挙を行なうことも少なく なお猪手の妻妾は、 郡司肥 めていることも見逃すべきではないであろう。 それは猪手の庶母についてもみられるところ 一君が純然たる在地土豪でなく、 「任に私契に依れ」 帰化系氏族である宅蘇吉志と に婚姻関係を有しながら、 しかし郡司が (「獄令」・「雑令」) 部下に た こうした 0 な かも カュ 経 そ っ 営 ø 知

0)

込みはじめた」とする見解が妥当であり、

る労働力蓄積の状況を物語っている。

さらに戸主私奴婢

Ö

れ

肥君猪手に

おけ

V

異姓寄口というかたちで遠い血縁者または非血縁者をとり

ており、

事実禁令後にあっても、

加賀郡少領道公などは私

l れの

カュ

そのさい

K

あ

つ ても

巨

家の貯稲」

が 問

視され ある。 年の官稲混合

国司

借貸制を転期として公出挙制

が強化

天平九年私出挙の禁令をみるにいたっ

たもの

で 題

いわ

れるように私的な民間慣

行によるものであり、

天平六

ろう。 労効」の郡司による一族独占化の進展や員外郡司の増加に 年には「宜しく一郡同姓幷用を得ざるべし」(「頻聚三代格 紀」天平宝字五年の条)。また肥君猪手にみるような一族の官 よる郡司 れるという状態を生んでくる(「続日本紀」)。 領以上には「必ず当郡推服、 に員数多く任用に益なし」と記され、天平十四年には郡少 天平七年の格)とされ、 人化の方向は次第に顕著になりつつあったようで、 稲によって利稲三万束を得るという有様であった の変質化を前提とするものであったといえるであ さらに天平十一年には諸国 比郡知聞者を取れ」と制せら それは「豪富 那司 「続日本 天平七 「徒

司層 譜第郡司制が、 大化前 譜第主義対才用主義、 制がようやく表面化してくるのである。 して一面的に理解されてきた。 の多くの譜第郡司問題に対する研究は、 こうした郡司の変貌化を背景として、 の変貌 代の国造家を意味すると曲解されたり、 1 スが 制詔のままに実施されたりしたかの如くに 軽視されているために、 あるいは伝統性と官人性との対立と したがって譜第の内容が、 その史的前提と郡 ところがこれまで V わゆる譜第郡 ややもすると ある は 司

V

どは、 言にもとづいて高市郡司に槍前忌寸一族が任用され 例外であり特例であると解釈されるのでもある(「続 た例な

日本紀」宝亀三年の条)。

考えられたりするのである。そのため、

坂上苅田

麻呂の上

あり、 能力が郡司候補の資格とされていることである。 譜第は「難波朝廷以還」を内容とし、 である。 郡領は終身であるので、 に労勤衆に聞える者」を候補として別状に副えること。 外に「難波朝廷以還の譜第四五人」 その制の内容は、 関して譜第が問題になってくるのは、 て、大化前代のそれを指すのではなかった。 でもないし、 て天平七年では譜第の意義も立郡以来を条件とするもので て副え、 ても若干の相違はあるが、 け れども、 才用もまた否定されてはい 式部省が詮擬すること。 この制において主題に関連して注目すべきことは、 いうところの譜第も、 律令支配層の意図はそのままに実現され 次の三点より構成されている。 同姓集中を避けることなどがそれ 底流として存在している。 ②同時に「身才絶倫幷び ない。 立郡以来のそれであ あわせて身才 を別に簡 天平七年であるが その点は以後にお 郡司 んで候 したが · 労勤 ①国擬以 の任用に が補とし たの (3) ₹ っ

新詔 その「濫訴」 った。 来の譜第重大の 具体化しえたのである。 色 はまさしく「大宝選叙令」 立せんとするのである り方や「豪富の家」 という譜第・ を薦め、 だからこそ選任にあたって が述べられており、 舅甥之列、 0 ĸ おいてすら、 の精神を、 これに対して政府側は儒教的な「孝悌之道」を強調し、 あるいは家門重しと雖も、 わゆる譜第郡 長幼之序」 を阻止するために、①才用を排して「立郡以 家門よりも 天平末年の政治情勢に立脚して、 家 天平 の政 を簡定し、 「身才の能不」は主要な要素であった。 司制確立を意味する勅とい が郡領詮擬の資格とされていたこと 末年におい (「続日本紀」天平勝宝元年の条)。 それは前述の「大宝選叙令」の 治的進出よりして当然のことであ 「労効 以前の国造を必須条件とした改 「譜第軽しと雖も、 2 ・身才」を重視する傾向 T 嫡 拙なるを以て之を却く」 「譜第優劣、 々相継」 0 労を以て之 あらたに われ 原則 身才能不、 それ を樹 る あ が B

郡

知聞」

の者が重視されてい

る。郡

天平二十一年

(天平勝

宝元

天平十四年

ò

勅によっても、

領には

「必ず当郡

推服

比

者を譜第となすというものであり(「続日本紀」「類聚三代格」)、

なわち天平十年にいう譜第の認定も、

「労効二世以上」

0

れる。 十一年以来官物の欠失について郡司を厳科する方針にも 国正税帳」があげられる)や官物欠失にあったというべ ある。 再 わ くに郡領については三十町と制限を加えられたことや天平 あろう。 実なし」といわれるのは前述の肥君猪手の正丁兵士問題にも 紀 無利の官稲を独占し、 立などがあげられているが、 対する郡領の参与への 「立郡以来」に力点を置き、 「官に居りて貪濁、事に処して平かならず、職用既に闕け」、 れ 租調を減闕し、籍帳多く虚にして、 !現せんとするものであったといえよう。 和銅五年の条)といわれるような私富蓄積の進行 東大寺・国分寺建立の促進と関係を有しているが、 る。 郡司層が官稲借貸に加った例としては主政土師 その目 そのことは、天平十五年の永世私財法にあって、 たしかに天平二十一年における譜第郡 的につい 期待、 、ては、 「妄りに方便を生し」 国分寺 むしろその本質は、 郡司層における家父長権 「嫡々 相継 口丁実無し」(「続日本 東大寺建立 を主張するの その て出挙 司 広浜 郡 一の完成 0 にとそ 任 司 をなし、 用 層 和泉 み の 確

専ら主当

し司は、

めよ、

来三年以前を限りて、

塔金堂僧房を悉に皆了らし

の勇幹にして諸事を済すに堪たるを任じて、

事実、 譜第郡司の再編成によって、 たから、 基本的には律令体制に内在する矛盾の表明に他ならなか ける強化と「立郡以来の譜第重大の家」を重んずるという は、 して行わず、 絶ゆることなく、 めよ。 め たんとすることにあったということになるが、 重大の家」 つべきものがあった。にもかかわらず、 という状況にあって、 の詔がでてから八年もたっているのに こそ地方土豪の参加を期待しうるに適切な便法であっ の韶)という企図よりすれば、 ったか。 んとしたものであろう。 保守的措置」 大監物に皇親官僚が多いという皇親政治の財政面 天平十三年にだされた金光明寺・法華寺の国別設置 若し能く勅に契い、 その勅によれば傍親を排除して「争訟之源」 あえてこれを阻止し、 を郡司任用の資格としてなぜ謳わねばならなか 或は処寺便ならず、 **5**30 対応しており、 郡領司に任ぜん」(「続日本紀」天平十九年 「身才絶倫」の郡司層の協力とそま それは「大宝継嗣令」が嫡子相 理の如く之を修造せば、 地方政治支配の動揺 むしろ「身才能不」 一嫡 むしろ「身才」の進出が 或は猶未だ基を開 々相 「諸国司等、 継 「立郡以来の譜第 を原則とする その背景に を喰い止 子孫は 怠緩に の重視 かずし を絶 VC た。 っ . 13

> 著聞」 いは 之れに為すべし」(「頻聚国史」)とあるまで、 も明らかなように、 てくる官物の焼却や欠損を糊塗する神火記事の内容をみて に重きをなしていったし、また天平宝字七年以降に続出 郡司の制が表面的に持続されてはいるが、 廃せしめられ、 なるほど詔勅のうえでは、 (「継嗣令集解」 けれども、 「郡任」 の者が進出し、 をめぐる それはきわめて観念的なものであったから、 古記) 「芸業著聞郡を理むるに堪ゆる者を取りて、 在地における郡司層の私富追及、 の具体的適用であったともいえる。 譜第郡司制の枠を克服して地方政界 「謀奪」 延暦十七年に はたえなか 「譜第之選」は停 現実には つ V た わゆる譜第 (たとえば ある

### 5 新郡 司 の 動向

類聚三代格」

宝亀十年の官符)。

のような事実が確認しうる。 内容にみられる変貌過程を考察しておこう。 かけての知りうる限りの郡司についてみると、 前述の点をより明 うらかに し ①畿内および近接地域には部 ておくために、 大宝か 郡 司 およそ次 層 b 0 構 成

K

続制を有位以外の「累世相続の富家」にまで拡張した法意

に、

朝臣

(越前(1)・

伊賀(1)

· 宿

于今こ

という実情であった。

檜

前

族が早くより高市

嫡々相継」

は守られてい

ない

ばかり

か三腹

逓

任

四

世

(山代(3)・和泉(2)・摂津(1)・ |皇親系の真人(近江(1越前(1))

ない

のことは、

郡司

層における部姓

忌寸姓

部司

の

抬

すなわち畿内を

頭を示す地域差となって表明されている。

の特徴は、 などは、 東海道・ 朝 どちらかといえば辺境地域に多いことで 西海道には部姓郡司が多く、 宿 畿内と近接地 襧 忌寸の新姓を有するものが 域では、 部姓者層 部姓 郡 0 多い 階級分化が 司 である。 ® 無姓郡 . こと。 き (2) ح 可

わ

めて遅々としていたと理解すべきではなく、

むしろ畿内

K

登場してくることを見逃すべきではない

だろう。

姓郡

前

がきわめてまれであるのに比して、

当該

地

域には真

て

るのである。このことは、畿内および近接地 総称されるように、 られる一方、 より強力な政治的隷属下に変貌しつつあったことを意味す および近接地域で そしてたとえば、官衙工房の雑戸・雑色人としてくみい 鍛冶戸百姓」 は、 農工の再生産部門に活躍するように 部民集団が分割され、 (「延喜式」 兵庫寮) 域 再 0 郡司層 として一括 編成されて、 0 姓 な

禰 域では忌寸姓のも こととも併考すべき点である。 とれに対してそれ以外では忌寸姓郡 のが圧倒的に多い 尾張(1) しかも畿内を中心とする地 (大和(5)・摂津(6)・ を称するものが多い 司はきわ め 7 近江

> る譜第性を重視され、 現されることを物語ってい 中心とするあらたな郡司層の動向は忌寸姓郡司 窺わ れ 逆に辺境地 域で 強調されてくる天平期以降に . る。 は 部 そ 姓 してこの 無姓 郡 両 司 一者が、 層 0 を主体とし 登 蔼 郡 1/2 司 r わ 層 示 ゆ

は、 領に任じられている 文山口忌寸公麻呂が 忌寸子虫が補任されている。 年には家麻呂は同 まず畿内の状況からみてゆくことにする。 天平三年 高市郡 なり、 郡大領に転任 少領に蔵垣忌寸家麻呂がなり、 (「続日本紀」)。 宝亀三年にも槍前忌寸一 天平神護元年には同 天平二十一 そして少領に 大和 年 郡 ic 以 族が は蛟 天平十 大領 t 郡 E て

忌寸宏種があり、 日下部忌寸主守 天平宝字五年には東生郡 米の譜第重大の家」 に蕃居したことはいうまでもないが、 高 市 連であることによっても推察されうる。 (「大日本古文書」 神護景雲三年には東生郡擬少領日下 でないことは、 擬大領に難波忌寸浜勝 四 むしろそれに 高生郡 その氏族が 擬 少領 摂津 擬少 あ 立 に三宅 では だ 部忌 領 る 那 K 以

がご

臣 伴 期になおその地歩を維持しているものもある。 三)などというように天平末年より延暦年間にかけての 「続日本紀」) 郡擬大領=「同上」) にあっては、 すべてが忌寸姓郡司によって占有されたのではない。 ③これら郡領層は、 のに対応して、 こで注意したい っては、 は擬任のものであること。 は①大和・近江のそれはいずれも正員郡司であり、 これら畿内を中心とする地域の忌寸姓郡司にいいうること 愛智郡少領秦大蔵忌寸宏男(「同上」一六)が存在している。 (「同上」五) (同郡主帳 (同上郡少領=「同上」) もちろん同じ畿内を中心とする当該地域にあっても、 坂田酒人真人(坂田郡大領=「大日本古文書」九) がみえている。近江では天平宝字六年・七年に = 「同上」)、 甲可臣 忍海連(十市郡擬大領『「大日本古文書」四)大 のは、 主政・主帳には忌寸姓郡司が検出し難く、 ·物部首 帰化系氏族を主体とすることなどであ (甲賀郡擬大領・ 譜第郡司制のとられた時期において、 摂津にあっては、 佐 ②部姓郡司が前述地域に少ない (同上郡主帳=「同上」) 近江 々貴山君 擬少領=「大日本古文書」 (蒲生郡・神前郡大領 三島県主(島上 しか 摂津の Ļ 'n 大和 中 ح 時 あ

字六年以降愛智郡領として依智泰一族がその勢威を保って たり、 私富を蓄積して、 氏の一般的状況から推してその偶然でないことが ③秦忌寸真成・秦忌寸弟麻呂らが貢献物多数を献上し特進 の乱)に荷担し、 内蔵少属蔵垣忌寸家麻呂・正四位下大忌 ることは、①この両地方には帰化系氏族集団の分布 つまり彼らは、 V **叙位され(「続日本紀」神護景雲二年・三年の条)、** 寸苅田麻呂・従五位上民忌寸袁志比など政府機構に連なっ であること、 がある。 めるとともに、 それは高市郡司 とする忌寸姓郡司が、 立郡以来の譜第重大の家とは思われない帰化系氏族を主体 (たとえば楯伏舞)・ 宮門の守衛(たとえば広嗣の乱・恵美押勝 ること(「大日本古文書」五・一六「平安遺文」一)などの あるいは政府部内に重きをなすものがあったこと、 大和高市郡や近江愛智郡の忌寸姓郡司が正員であ ②棺前一族は高市郡を拠点として宮廷 中央政府の部内にある一族と結托 郡司層の新旧の交替を髣髴たらしめるもの を特例としたり例外とする見解を是正せし 譜第郡司制の枠をうち破って進出し 郡領層に進出してくる事実である。 かつ天平宝 知られる。 が濃密 歌 こてく か つ 舞

るのである。

その背後に在地の直接生産者の余剰労働力を

20

擬大領難波忌寸(闕名)、

副擬少領日下部忌寸諸

前

寺因 が 部忌寸とその保有する技術力についてこれを傍証するひと 位上日下部忌寸万麻呂のみえることである。 もない。 「開発に必要な灌漑技術の専門家とすべき」なら、 幡 国 その点で示唆的であるのは、 高庭荘の野占使の中に 「見水道」として散位従七 天平勝宝八年の東大 この「見水道」 日下

譜第郡

司制の施行期につい

ては、

限られた史料の中

か

5

V

次のような状況

の一斑が検出される。

足羽郡では、

天平二

手工業生産に組織してゆくプロ

セスが想定されえないこと

つの観点となる。

とう。 平勝宝二年には主帳多治比部北里の名がみえ、 りはない(「平安遺文一」)。主政・主帳についていうなら、 そして郡領を利波臣が占める傾向は貞観四年のころまで変 を維持している 有成が登場してくるまでは蝮部 年よりは前者が主政に転任して、 領として名を留 譜と実態をたしかめうる越前 この点をより具体的に把握するために、 越中国礪波郡郡司は、 め、 (「万葉集」 宝亀二年よりは大領として活躍する。 四一三八・「越中国東大寺庄国絵図」 天平勝宝三年には利波臣が少 ・越中の場合についてみて (多治比部) | 弘仁二年主政に飛鳥戸造 比較的郡司の系 族がその地 天平宝字元 天 お 位

> きものが残存していないので、 井郡では、 てまで系統的に追究することは困難であるが、 「越中国官倉納穀交替帳」 その実情を平安初中期 (「平安遺文」一) それ でも K 0 如 つ

年に大領生江臣金弓がおり、 し少領は天平三年阿須波臣真虫が少領として名をみせて 宝字元年の各年にも生江臣がその地位を占める。 天平勝宝元年・ 同七年・天平 これ K Ī 対

がその地位を占める 東麻呂が少領であった如く、 り若干の移動はあったようだが、 (「寧楽遺文」二四○頁・七一六頁)。 だいたいにおいて阿須波 天平神護元年に阿須波臣 族

出雲部赤人がおり(「同」七一六頁)、天平三年の主帳に山 に出雲赤人というように(「同」七一六頁・五六三頁)、 大父・天平勝宝元年の主帳に槻本公老、天平宝字六年の主帳 必ずし 君 ろが主政主帳になると、天平神護二年の主政に大宅人上・

ては、 少領として海直大食がいたが、大領の地位は、天平宝字元年 も一族独占化の傾向は示してい 天平三年に大領に三国真人があり、 ない。 坂井郡 同三年・ の場合にあ 五年に

次に越前の場合についてみてみよう。 越前国足羽郡・

坂

より品治部君宏耳に移り、

宝亀十一年三国真人浄乗が返り

遊文」二九六・七○○・六○三各頁「大日本古文書」五)。
ご文」二九六・七○八・六○三各頁「大日本古文書」四・五)。しかも三国真人が大領に戻った時にも、品治部公は少領の地位は保持している。主政については天平五年品遅部宏耳がみえ、保持している。主政については天平五年品遅部宏耳がみえ、保持している。主政については天平五年品遅部宏耳がみえ、保持している。

政 ②譜第郡司制の施行期に在地の有力氏族である生江臣 いては、 V K K りや現地における開発状態・経営管理にみられる権力との 波臣が大領に補任されてくるのは、 も固定的 しうる特徴点は、 V ては大領と少領がそれぞれの一族によって占められ おいて独占化されていたのに対して、 おいてはおおむね郡領および主政・主帳がそれぞれ一族 ・主帳は必ずしもそうではなく、 ったい何を物語るものなのか。これら三郡について指摘 このような越前・越中にみられる郡司層の構成内容 大領・少領および主政・主帳の構成内容は必ずし でなく主政→大領のコ およそ次の三点である。 1 スも内包され さらに同国坂井郡に 造東大寺司とのつなが 越前国足羽郡に ①越中国礪波郡 ていること。 は、 . 利 d. 主 t.

行していった土豪であった。

すなわち礪波臣志留志が越中

波郡・足羽郡の郡領は臣姓であり、坂井郡の郡領は真人・やがて外正六位上・君姓者として現われていること。③礪あり、また部姓であったと思われる品治部が、主帳となり、結合よりいってある程度首肯できることであるが、無位で

直・君(公)姓を称していることなどである。

年墾田 頁)。 功力」 (「続日本紀」)、天平三年より足羽郡大領として名を留める生 族は、天平十九年米三千石を東大寺に貢献し、 郡郡領として天平勝宝三年より名を明らかにする利 経営の有力な荷担層として、 るように、これら臣姓郡司は、 以前に墾田百町を東大寺に寄進している(「寧楽遣文」七一 江臣一族が、天平末年から勝宝のはじめに ここでは譜第郡司制の内容をたしかめるために、 点および第二点を中心に今少し検討をしておこう。 第三点については、 すでにこれまでの研究によっても明らか による墾田地の開発にのりだし、 一百町を東大寺に寄進した礪波臣志留志の同族であり すでに論究された論文もあるので、 国家権力による勧農機能 在地における開発ある 郡領に任ぜられる かけて、 神護景雲三 され とくに第 「私の て を代 は 九

郡司 な零細な墾田 わなければならぬ。 天平二十一年の 歩を築いてきており、 構に依存し、その技術力を導入した計画的な開発と、散在 る状況に対応するものがある。 を郡大領に選任している。 つながり K 相継」とそ譜第郡司たるにふさわしいものであったとい が、 の深 畿内を中心とする地帯で の集積のうえにたつ品治部との間には、 い三国公の後裔氏族が現実に存在 譜第郡司 しかる 当該地方で真人姓を名のる権力との の精神よりすれば、彼ら一族の「嫡 ととにも、 v, 現実に もとより生江臣らの権力機 新郡司として は さきにのべた忌寸姓 無位部姓の富豪層 登場してく してい その た 的

> ζ, した郡 層が、 とづいてい 場しえてい り直接的に農民層の生産活動と密着してお ように、 主帳無位若湯坐部龍麻呂 点で見逃せないのは、 頭は、足羽郡の出雲部赤人などにも窺われるが、とくにそ 帳をひとつの足がかりとする新郡司の地方政界における抬 L 技術力、 Va る 挙に没落したのではなく、 て 郡 他郡 Ļ 領 たとえば遠江城飼郡主帳無位玉作 領との間 無位・ 開発力において差等があった。 の下僚たる主政・ か る るのは、 も勢威を伸張させてい つ貞観六年ころよりは越 が、 に明確な差等をつけら 部姓クラスの主帳に多いことである。 同 .時 令制にあっても、 にそれ 私物帳恤によって窮民を救った郡 (「続日本紀」 主帳にあらた らの荷担 宝亀十一年なお少領たりえて った。 中国 宝亀二年の条) そ つれてい 層 部宏浜 か な私富蓄 とうした主 礪波 れが終身 しか b 郡 たことにも 都 領 0) 第郡 積 同 擬 밂 よりも の官でな など 者が ,磐田 治部は 大 とう 介領と 登 主 0 郡

であった。 進して、

か

も坂井郡

には、

三国真人が歴代郡大領

0

地

天平五年には主政となり、

天平勝宝九年には墾田

百町を寄

f

0

天平宝字元年には有位君姓の郡大領となった

令機構と関連をもって登場したというよりは、

坂井郡下に散在する零細

な墾田

を次第に

集

積 姓

L

無位

部

0

管理経営にたずさわるなど、

の野地占定に参加し、

さらに阿須波臣束麻呂が勅旨御

0

律令権力とのつながりは

き 田

わ

め

て密接であった。

これに対して品遅治宏耳の場合は、

律

員外介となり、

生江臣東人が造東大寺司生となり、

東大寺

保守 的 天平末年の他田 な譜第郡 司 に依存する政策を大きく動揺させて 日奉部直神護の解 (「大日本古文書」三)

た。

は異なっ

た

てい

たことを

誻

第

郡司

制 .回

施 面 を保有

行期にみられるあらたな郡司

層

0

登場

は

なり、 前 九頁)を他方において行ないながら、再び坂井郡大領に返り 司 くなる。延暦十七年の詔で「譜第之選永く停廃」とされた らず」とされ、 居て官を求むるに習う。 に「比者、 Ŕ D, 労効を強調しており、 のは、その具体化に他ならない。 なってくる時、 いた。このような在地における郡司構成の変動が、 紀〕。天平勝宝九年(天平宝字元年)の詔においても、 らんとすることを願っている。また神護景雲元年に団毅額 らかに非法であるのに神護は兄の後を継いで海上郡大領 田部直塞守が、 の在地における葛藤は、 族が在京の官人坂上苅田麻呂を動かして高市郡大領 豊浦郡大領に補任されているのも、 労効による大領化の傾向を示すものであった<br />
「続日本 三国真人が、その一 郡領軍毅に白丁を任用す。 遂に譜第郡司 銭百万、 「移孝之忠・勧人之道」 かつ嫡々相継の原則よりいえば、 未だ君に仕え、 稲 族の在京官人化 きわめて複雑な形態をとり、 一万束を献じて外従五位下とな 'の制は停廃せしめざるをえな もとより譜第郡司と新郡 此に由りて、 の衰微が嘆かれ 禄を得ることを識 譜第家としてより (「寧楽遺文」六六 民家に 顕著 すで 檜 明 ځ K 7 た

国司 を示し、 はますます増加してゆく。 弘仁十年を境して擬任郡司数は正任郡司より多数となり、 能力なき譜第の徒による郡務の停滞に対する処置であった。 領詮擬権が国定にゆだねられ、弘仁十三年擬年期を三年と 復活が、 成務」のために期待されるものではあったが、 内包している。そして、弘仁二年には、再び 咲くというように、それは一律に論じえない性質のものを して雑務を歴試せしめることにしたのも て生江臣などはその役割をはたしてはいたが、 に依存して国家の勧農機能を代行する譜第郡司こそ「臨事 と無く、私において愁多し」ということになり、 権力を維持回復せんとする側よりすれば せ」といわれるようになる(「日本後紀」)。 りて、永く譜第を絶つ」ことの弊が詔され、 (いわゆる新郡司)の任用は、 'の補任権が強化されるにつれて、 国司による郡衙把握の方向を示す。 「芸業」を完全に否定したものでなく、 それは正任郡司 「物情従わず、 郡 務 (「類聚三代格」)、 の減少と反比例 の実際の執行者 V 「先ず譜第を尽 「偏に芸業を取 庸 その過程で、 決断伏するこ かにも、 才之賤下」 そしてかっ この場合の 翌三年郡 律令機構 律令

弘仁八年正月の官符がいうように畿内白丁が相競って郡司

K

あっても、

譜第家としての主張ばかりでなく、

彼自身の

る

対

郡 司

司

の抗争関係にあ

って Ą

律

令制

Ó

椊

を克

7

19

え郡 司

層の私富と私営の実態にお

V

てあらためて

検 服 れ

(討することが必要である。

(「類聚三代格」)。 第主義」 程で、政府は天長四年五月、労効二世以上を譜第とする のが七二人に及ぶという状況が展開してくるのである 語られるように弘仁八年より僅か八年後に郡司を去ったも 郷しようとする動きや、さらに天長二年閏七月の官符に物 となろうとし、 の他の一 郡司が国司に対して徴税請負人化してくる ひとたびその目的を達すると散位として帰 面をも修正せざるをえなくなるのである ( 類 過

守

関

(I)

カゝ

性

\$ 司 は対立的 て 律令官人機構に依存する郡領層の行動とその下僚との 満て役使す」(「続日本紀」 ははい に対して徴税請負人化してくるプロ たしかに国司と郡司は、 同 階級的には直接生産者に対しては収奪者の側 た。 K 側面 は論じえない け があり、 れども、 その在地における活動に 同じ郡司層の代輸・ b 天平宝字元年の条) 0 「国郡司等法意を存ぜず、 0 あること、 セ スに さらに 勧農とはい といわ おい t て 郡 V れ 展 司 こ ĸ 開 っ 間 は た る 必ず が 玉 て v I

> 3 2

田

I 体の擁護者」(松本新八郎 代の政治と民衆』 民の集団的反抗」(『歴史学研究』七の十三)などが、 めぐる郡司武芝の位置づけについても対立しており 人としての基本的本質」を強調されたものに北山茂夫『奈良時 としてあり、 Œ 国家との間にはい '旧性」・「農民の生活擁護者」としての側面 **!係の強化」(『史潮』六の二)・同** 歴 などの差異となる。 としての理解と「郡司=国造の階級的あり方」に注 『古代末期政治史序説』 史地理』五三の一)・宮城栄昌 ての関係論文としては坂本太郎 反対に郡司の「族長」としての階級的性 (第四論文) がある。この わば身分的対立がある」とする見解 「将門記の印象」・『文学』 (E 第一章・第三節および 「国司に対する郡 「郡の成立並に郡 一郡司 問題は将門 を論じられ の非律 , 「村落 :令的 + 質や「官 可 司 一郡 九の一 たもの 及び農 目 0 宕 対

- 井上光貞 坂本太郎 『大化改新の研 郡 司制度の成 究 立. 年 代について」(『古代学』一 (第三編第二章) 三二七頁 0
- 磯貝正義 関晃「大化の郡司制について」(『日本古代史論集』 「律令時代の地方政治」(『日本古代史論集』上) 上

(5) 4

6 起辞 す L るので今はふれない。 で なければならぬが(『日本上代史の研究』)、この説については ے とする部分は近江令文を転写したものとする見解をも列 の立場の代表的なものとして津田博士の改新詔の「凡」 1坂本博 士の 反論も あ ŋ 近江令の内容についても疑点

- 7 ている(「大化改新詔の信憑性について」 『歴史地理』 八三の二)。 ていたが後に浄御原令施行直前までに遡及する修正がなされ 井上光貞 上 「郡司制の成立年年代について」(『古代学』の二)、 一の反論によって、はじめ大宝令郡字始用説をとら
- 8 田 中卓 「郡司制の成立」(『社会問題研究』二の四・三の一・
- 9 一の一)同「律令制村落の形成」(『日本史研究』五二) 八木充 「大化改新詔の述作について」(『山口大文学会誌 +
- (10) 国 督領・助督、 このことはやはり後に神郡とされる度会評督領、 造出自者とはい 飯野評督領についても、 Ú١ 難い (「皇太神宮儀式帳」)。 その関係者は必ずしも 助督・多気
- 11 二月の各条にも関係記事がある。 これ以外では「続日本紀」文武二年三月・十一月・文武四年
- 12 戸籍) 御野国味蜂間 がもっとも早い。 郡主政伊福部君福善 主帳春日益など(大宝二
- (13) 置諸郡、 「類聚国史」延暦十七年三月の詔にみえる「昔難波朝廷、 仍択有労補郡 領」はその点で注目すべきものである。 始

14)

この点については磯貝正義

「律令時代の地方政治」(『日本古

20)

代史論集』上)の所見参照

- (15) の五) 亀田隆之 「日本古代に於ける田租田積の研究」 (『古代学』 <u>|</u> 十一の一) の二)八木充「大化改新詔の述作について」(『山口大文学会 虎屋俊哉「大宝令以前の田積法・租法について」(『芸林』六
- (16) 磯貝正義「前掲論文」、なお神郡については上田正昭 「郡司に

- 関する一考察」(『古代学』八の二)同 家の基礎構造』)で言及したので参照されたい。 「新旧国造論」(『律令国
- (18) 17 1, 本古代国家の構造』 司が東海・西国に多い点は注目すべきである(直木孝次郎『日 姓 1を加えている。 においても特別の条件のない主政・主帳クラスになること、 はひとり石母田氏にとどまらず一般的である。なお、「選銀令」 心に検討を試み、 擬郡司を加算した。 (岩波講座『日本歴史』古代4)三二一頁など。こうした見解 高橋水枝「奈良時代郡司一覧」(『続紀研究』一の 石母田正『古代末期政治史序説』(上)九二頁、 部姓者がはるかに多くなることはいうまでもない。 部には部使1、部首には首1を含み、少領の無姓には舎人 但し同一人物はすべて1として計上している。 第1部四参照)。 大領中、 無姓には舎人 十二 「古代法」 を
- (19) [論](『律令国家の基礎構造』) 大化改新後の国造」(『岩手史学研究』七) 虎屋俊哉「大化改新後の国造」(『芸林』 四の四) 上田正昭 一新 新野 直 旧
- 0 0 現実化しえたか疑問であるが、それにしても、 じっさいには少なく、 特徴を傍証するにたりうるもののひとつとなろう。 移動性が可能とされたことは、 もちろん「選叙令」にいう、 したがって「古記」説の補任もどの 国造を優先とする郡司任 新国造に対する見解 そのような国造 のひとつ 用 例 は
- 氏 (も説かれる如く軽視すべきでない。 「続日本紀」 この場合に郡大領を国造に補任しているのは、 延暦十 四年 -四月、 「類聚国 なお天平六年の「大度智 史 延曆 + 24 年十二

21)

26

治史の研究』

頁 実態を示唆するものである や針間国造豊前・ 跋語にみえる針間国造国守・ 同斐太磨 「同」 同荒熊 補造一)などは (「寧楽 遺 文二六 玉 造 氏

- 22 北山茂夫 「万葉における慶雲期の諸様相」(『万葉の世紀』)
- 23 の政治と民衆』二二六頁) 北山茂夫「大宝二年の筑前 国戸籍残簡について」(『奈良時代
- 24) .肠禎二『日本古代共同体の研究』(第三章二)一一八百
- 25 豳 田 一香融 「出挙」(『律令国家の基礎構造』)
- 26 れ 造家といった家格は考慮されていない点を明らにしている。 **. どもやはり高市郡司に柏前一族が逓任されたことについて** 磯貝正義 ちろん特例である」とされている 「前掲論文」 は、 「譜第」の資格には大化前 代の 国 け は
- 27 ように、「三代格」にみえる格もこの時のものであろう。 大石良材 「譜第郡司の性質」(『日本古代史論叢』) の指 摘 0

35)

34)

- 23 磯貝正義 「前揭論文」
- 30 (29) 家の基礎構造』) 北山茂夫「天平末葉における橘奈良麻呂の変」(『日本古代政 直木孝次郎「律令官制 17 お ける皇親勢力の一考察」(『律 一个国
- (31) 八の二)で言及したのでここでは再説しない 神火問題 についての私見は「郡司に関する一考 祭
- (32) の二。 家の構造』) 直木孝次郎 直木論文は先に『日本史研究』三五号に所載されたもの 「大化前代における畿内の社会構造」(『日本古代 上田 正昭 郡司に 関する一考察」(『古代学』八

なるところがあるので、 で若干の疑問を提出して あっ て 「部姓者の階級 前 おい 掲拙論 分化 た。 と書評 の 理解 に関 (『ヒストリア』 二四) しては、 私見と異

で

は上田正昭 新姓連を賜与され、後にも擬大領高市連屋守・ 市郡大領高市県主許梅」(「壬申紀」) ているので参照されたい。 の名を記す(「大日本古文書」二五)。 補を認めたことにもとづくものであろうが、 蔵垣忌寸家麻呂の大領転任は、 「楯節舞と槍前忌寸」(『古代文化』 神龟五年 の後裔であり、天武十二年 なお枪前忌寸につい の欠大領には 高市連は、 擬少領高市連宏 九の五) で言 少 領 7 高 及

君

- 原秀三郎 「八世紀における開発について」(「日本史研究」 六
- 安遺文」一)、擬郡司に利波臣一族以外が多く登場してくる。 には擬大領に飛鳥戸造・延喜十年には射水臣というように 飛鳥戸造の名がみえ、 礪破郡については、 寛平三年には擬大領に秦忌寸・寛平九年 貞観五年より擬大領 K 品 治部 擬少 領
- これは後に君姓を獲得したものと考えたい 部君宏耳として君姓有位者となるが |昇級について」=『続紀研究』 主政無位品遅部宏耳は、天平宝字元年郡大領外正六位上品遅 五の七」参照 (「寧楽遺文」七〇八頁)、 (直木孝次郎
- 米沢康「郡司存在の一形態」(『日本歴史』一七二)

37)

(38) 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(『古代学』 原秀三郎 「八世紀における開発について」(『日本史研

③ 原「前掲論文」

① 平野博之「平安時代における国司郡司の関係について」(『史託す』といわれる譜第が必ずしも有能でなかったことを示す。八月五日太政官符)としたのも、弘仁二年の「郡中百姓幼心を官、咸見任を解き、永く叙用せず」(「類聚三代格」、弘仁三年⑩ 郡司国定にあたって、無能の郡司を詮擬した国司を「署帳之卿

⑩ 承和七年宮城郡権大領が私池を造って公田八十余町を灌漑し、

淵」七二)

(「三代実録」) する行動の背後には、徴税請負人化してゆく過馬国守の館を、元慶八年には石見国権守をそれぞれ襲撃したりの蓄積が内在しており、また郡司と有力農民が天安元年には対する方向(「日本後紀」)には、国家的勧農機能の代行や私営田

程での郡司層の反撥としての側面をも内包している。

### Forms in Development of the Gunshi 郡司 System

### by Masaaki Ueda

In the country government under the  $Ritsury\hat{o}$  律令 system, Gunshi 郡司, official and resident man of influence, had two characters, one was to join in exploitation by depending upon the  $Ritsury\hat{o}$  system, another to be in close contact with resident peasants with interests of direct producers; these were apt to be sometimes understood as a simple duplicity, which should be concretely treated rather in the developing process of the  $Ritsury\hat{o}$  system. The conception that Gunshi is  $Kokuz\hat{o}$  国造 has been generally accepted, and the fact that the so-called Fudai-gunshi 譜第郡司 system has been undersood superficially in its content is due to the lack of concrete and developing research on the constitution and change of the Gunshi class.

This article tries to reorganize the relation of *Gunshi* with *Kokuzô* in the forming period of the *Gunshi* system; and the way under what condition *Fudai-gunshi* system was systematized, and in what relation it was with the rise of the new *Gunshi* class of private fortune and management; through the analysis of which we try to research the nature of development of the *Gunshi* system in residence.

### Chiian-na 捐納 in the Ch'ing 清 Dynasty and the End of the Bureaucratic Society

### by Hideki Kondô

The writer shall extract *Chih-chou* 知州 and *Chih-hsien* 知県 from the Complete Book on Officials of the Great *Ch'ing* of each period from the second year of *Yung-chèng* 雍正(1724)to the second year of *Hsüan-t'ung* 宣統(1910),and summarize people of regular route 正途 or irregular route 雜途 and by their native places,which